

## 介護老人保健施設玉川すばる 短期入所療養介護利用契約

### (契約の目的)

第1条 介護老人保健施設玉川すばる（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元を保証する者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用契約を当施設と締結した時から効力を有します。但し身元引受人に変更があった場合は、新たに契約を得ることとします。

2 利用者が要介護認定の有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとします。

3 利用者は前項に定める事項のほか、本契約、別紙の改定が行われないう限り、初回利用時の契約をもって、繰り返し当施設を利用することが出来るものとします。

### (身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額25万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②利用者が入所利用を解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### (利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

### (当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において要支援、又は自立と認定された場合
  - ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
  - ③ 利用者の症状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
  - ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
  - ⑤ 利用者、身元引受人及びその親族等が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗等の犯罪行為、ハラスメント該当行為（物を投げる、蹴る、叩く、ひっかく、つねる、唾を吐く、服を引きちぎるなどの身体的暴行、怒鳴る、威圧的体度で文句を言い続ける、業務上必要かつ相当な範囲を超えた理不尽なサービス（介護保険外などの要求）、施設に落ち度がない事への謝罪の要求などの精神的暴力、必要もなく抱きしめる、体を触る、卑猥な言動を繰り返すなどのセクシャルハラスメント）により従業者の就業環境が害されること、その他利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合（以下の言動は「ハラスメント」ではありませんが、こちらの対応によって改善が見込めない場合には、上記③に該当となり、当施設からの解除に該当します。認知症等の病気又は障害の症状として現われた言動（BPSD等）。※BPSD…認知症の行動症状（暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等）・心理症状（抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等）のこと（引用：厚生労働省「BPSD：認知症の行動・心理症状」）
  - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

### (利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、契約に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び前月の領収書を、毎月15日に電子請求書又は書面の郵送にて発送し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。お支払方法は、原則銀行振込となります。振込の場合、手数料は利用者負担となります。
- 3 当施設は、利用者又は身元保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、電子領収書又は書面の郵送により交付いたします。原則として、再交付は致しませんので、大切に保管してください。

#### (記録)

- 第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については5年間保管)
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者及び身元引受人の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
  - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
  - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
  - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (専門的意見の聴取)

- 第8条 定期的なカンファレンス(サービス担当者会議)を開き職員が利用者の情報を共有化することによりチームワークを持ち、自立支援に向けて統一された目標を持って施設サービスを実施いたします。

#### (身体の拘束等)

- 第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。また、必要となった場合、身元引受人、医師との間で同意書を交わしていただきます。拘束解除の場合においても同様となります。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第10条 当施設とその職員は、当施設の個人情報保護法に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切

に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① 介護保険サービス利用の為の市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養の為の医療機関等への療養情報の提供。
  - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
  - ③ サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等。
  - ④ 利用者が偽りその他の不正行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
  - ⑤ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等。
  - ⑥ 生命・身体の保護の為に必要な場合。(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

### (緊急時の対応)

第 11 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

### (事故発生時の対応)

第 12 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項の他、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

### (要望又は苦情等の申出)

第 13 条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する短期入所療養介護サービスに対しての要望又は苦情がある場合には、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書での所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出る事もできます。その他市区長村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

- 2 当施設は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 当施設は、利用者及び身元引受人が苦情申し出等をおこなったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

### (賠償責任)

第 14 条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損

害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

**(利用契約に定めのない事項)**

第15条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 個人情報使用同意書

私（利用者および家族）の個人情報については、下記の利用目的の達成に必要な範囲内で使用することに同意します。

### 1.施設内部での利用目的

- 利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る施設の管理運営業務のうち入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者の介護・医療サービスの向上
- 施設の管理運営業務のうち、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、施設において行われる学生の実習への協力、施設において行われる事例研究

### 2.他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 検体検査業務の委託その他の業務委託
- 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 施設の管理運営業務のうち外部監査機関への情報提供
- 医師法や刑事訴訟法等、法令に基づく照会を受けた場合

## 利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる通常1割又は2割又は3割（平成30年8月から）の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものにかかる費用や、理美容代、レクリエーション、クラブ等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと、在宅で種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付が受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

## B 短期入所療養介護の場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額／（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割自己負担分です。地域加算を含みます。）

	(個室)	(多床室)
・要介護1	893円	984円
・要介護2	974円	1,068円
・要介護3	1,045円	1,138円
・要介護4	1,109円	1,202円
・要介護5	1,171円	1,266円

### \*特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

常時看護師による観察を要する重度要介護者（難病を有する重度者又はがん末期）に対し、日中のみ短期入所療養介護を実施した場合に以下の料金が加算されます。

- ① 3時間以上4時間未満の場合 709円（1日あたり）
- ② 4時間以上6時間未満の場合 990円（1日あたり）
- ③ 6時間以上8時間未満の場合 1,384円（1日あたり）

### \*高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合減算されます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### \*業務継続計画未策定減算 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

以下の基準に適合していない場合減算されます。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない

### \*夜勤職員配置加算 27円（1日あたり）

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、厚生労働大臣の別に定める基準に適合している場合に加算されます。

### \*個別リハビリテーション実施加算 262円（1日あたり）

個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハ

ビリテーションを 20 分以上実施した場合に加算されます。

**\*認知症専門ケア加算 83円（1日あたり）**

厚生労働大臣の別に定める基準に適合している場合に加算されます。

**\*認知症行動・心理症状緊急対応加算 218円（1日あたり、月に7日を限度）**

認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当と医師が判断した方に対し、サービス提供を行った場合に加算されます。

**\*緊急短期入所受入加算 99円（1日あたり、月に7日を限度）**

居宅サービス計画において、計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合に加算されます。（やむを得ない理由等により短期入所が必要となった場合）

※利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日を限度とする。

**\*若年性認知症利用者受入加算Ⅰ 131円（1日あたり）**

若年性認知症（64歳以下の初老期における認知症）利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算されます。

**\*重度療養管理加算Ⅰ 131円（1日あたり）**

要介護4又は5に該当する利用者に対して、計画的な手厚い医学的管理を継続的に行い、指定短期入所療養介護を行った場合に加算されます。

**\*重度療養管理加算Ⅱ 66円（1日あたり）**

特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定している利用者に対して、計画的な手厚い医学的管理を継続的に行い、指定短期入所療養介護を行った場合に加算されます。

**\*在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ 56円（1日あたり）**

厚生労働大臣の別に定める基準に適合している場合に加算されます。

**\*在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ 56円（1日あたり）**

厚生労働大臣の別に定める基準に適合している場合に加算されます。

**\*送迎加算 201円（片道）**

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と指定短期入所療養介護事業所間の送迎を行った場合に加算されます。

**\*総合医学管理加算 300円（1日あたり、月に10日を限度）**

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護（診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行い、それらを記録し、かかりつけ医

に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供)、また居宅サービス計画において計画的に行うこととなっている指定短期入所療養介護についても、治療管理を目的とするものについて行った場合に加算されます。

**\*口腔連携強化加算 55円(1月あたり)**

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数が加算されます。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること

**\*療養食加算 9円(1回)**

医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合に加算されます。(1日3回を限度)

**\*認知症専門ケア加算Ⅰ 4円(1日あたり)**

認知症対象者の占める割合が二分の一以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施し、施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合に加算されます。

**\*認知症専門ケア加算Ⅱ 5円(1日あたり)**

「認知症専門ケア加算Ⅰ」の基準のいずれにも適合し、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を一名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定した場合に加算されます。

**\*緊急時治療管理 565円(1日あたり、1ヶ月1回連続する3日を限度)**

利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。

**\*生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 109円(1月あたり)**

(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果(※1)が確認されていること。見守り機器等のテクノロジー(※2)を複数導入していること。職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。

1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うと加算されます。

**\*生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 11円(1月あたり)**

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善

活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。  
1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うと加算されます。

**\*サービス提供体制強化加算（1日あたり）**

厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合、以下のいずれかの料金が加算されます。

- (I) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合80%以上または利用者に直接サービスを提供する職員の総数に勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合  
24円
- (II) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合  
20円
- (III) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合50%以上または看護・介護職員の総数に占める常勤職員75%以上または利用者に直接サービスを提供する職員の総数に勤続7年以上の職員が30%以上の場合  
7円

**\*介護職員等処遇改善加算（1月あたり）**

厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合、以下のいずれかの料金が加算されます。

- (I) 施設サービスを利用した月の所定単位数×75/1000
- (II) 施設サービスを利用した月の所定単位数×71/1000
- (III) 施設サービスを利用した月の所定単位数×54/1000
- (IV) 施設サービスを利用した月の所定単位数×44/1000

## 2 利用料

### ①居住費（療養室の利用費）

個室 1, 640円（1日あたり）

多床室 650円（1日あたり）

※ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限になります。

### ②食費（1日あたり）

朝食 621円

昼食 723円

夕食 673円

※ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

※上記①「居住費」及び、下記②「食費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別紙3》をご覧ください。

### ③入所者が選定する特別な療養室料

※個室、2人部屋ご利用の場合にお支払いいただきます。

個室 4074円（1日あたり）

2人部屋 2037円（1日あたり）

### ④おやつ代 152円（1日あたり）

施設で提供するおやつをお召し上がりいただいた場合にお支払いいただきます。ご希望される方のみとなります。

### ⑤日常生活品費

1、化粧水（150ml） 509円（1本）

2、乳液（150ml） 509円（1本）

3、保湿用ローション（250ml） 1223円（1本）

### ⑥教養娯楽費（余暇クラブ） 204円（1回あたり）

楽しみながらリハビリテーションにつながる余暇クラブ活動に参加いただいた場合にお支払いいただきます。（手工芸・お料理・茶道・昔遊び）

### ⑦ドリンクサービス 152円（1日あたり）

所定の時間帯において、コーヒー、紅茶等を提供いたします。ご希望の方のみ。

※施設医師の判断により提供できない場合があります。

⑧テレビレンタル代（4人部屋のみ／多床室） 224円（1日あたり）

※イヤホン等の使用が必要になります。

⑨電気代 51円（1日あたり）

個人用に電気製品（充電・コンセントを使用するもの）を持込む場合にいただきます。

※1点につき150Wを上限とします。

※携帯電話の持込の場合も該当します。

※シェーバーは含みません。

※詳細は相談員にお尋ねください。

⑩理美容代 実費（別紙）

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

※実施が月2回となっておりますので、相談員にご確認ください。

⑪行事費

小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等の費用で、参加された場合にお支払いいただきます。

⑫介護用品代等（売店での購入品）

リハビリシューズなど、施設売店にてお買い上げいただいた際の商品代となります。

⑬嗜好品

乳製品などの嗜好品をご購入頂いた場合にお支払いいただきます。

⑭その他の費用

必要に応じて診断書等の文書の発行等を希望される場合は、担当者（相談員）にお問い合わせください。

⑮送迎費 196円（片道）

基本的には、保険給付の自己負担の範囲となりますが、通常の事業の実施地域以外（片道5km超、30分超）の地域に居住する方が送迎を依頼した場合にお支払いいただきます。

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階①・②）」

に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階①・②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～3段階①・②の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）

利用者負担第1・第2・第3段階①・②に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

利用者負担段階	主な対象者	※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。	
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者等		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。） 全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階		年金収入金額（※） + 合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む） が市町村民税非課税	年金収入金額（※） + 合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※） + 合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

○その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

### 負担額一覧表（1日あたりの利用料）

		負担限度額				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費		300円	600円	1000円	1300円	2017円
居住費	多床室	0円	430円	430円	430円	650円
	従来型個室	550円	550円	1370円	1370円	1640円

介護老人保健施設玉川すばるを利用するにあたり、短期入所療養介護利用契約及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で本契約を同意・締結します。

令和 年 月 日（記入日）

（利用者） 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

（身元引受人） 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

（事業者） 所在地 世田谷区瀬田4-1-14 \_\_\_\_\_

医療法人社団 白寿会

事業者名 介護老人保健施設 玉川すばる

代表者氏名 理事長 和田 博美 印 \_\_\_\_\_

【本契約第6条の請求書・明細書及び領収書の電子記録又は、電子で送れない際の郵送送付先】

・氏名	(続柄)
・住所	
・電話番号	